

★ ネギえそ条斑病・ネギアザミウマの季節的発生推移及び地理的分布について ★

京都府内のネギ栽培地域では、ネギアザミウマの多発生が続いています。本種はネギの葉を直接加害するだけでなく、ネギえそ条斑病の病原ウイルスであるアイリス黄斑ウイルス（Iris yellow spot virus：IYSV）を媒介し、ネギえそ条斑病が多発したネギは外観品質が大きく損なわれ、商品価値が低下します。これまで、府内におけるネギえそ条斑病とネギアザミウマの詳細な発生生態は不明でした。そこで、府内の主要なネギ産地で両者の季節的発生推移及び地理的分布を調査しましたので、その結果をお知らせします。

1 ネギえそ条斑病及びネギアザミウマの季節的発生推移

(1) ネギえそ条斑病

京都市伏見区淀のネギほ場において、3月中旬から11月下旬まで継続的に本病の発生状況を調査した結果、本病は4月から発生を認め、6月をピークに、5月から7月まで発生が多く、8月以降は発生が減少し、9月にはわずかに発病を認める程度となった（図1）。

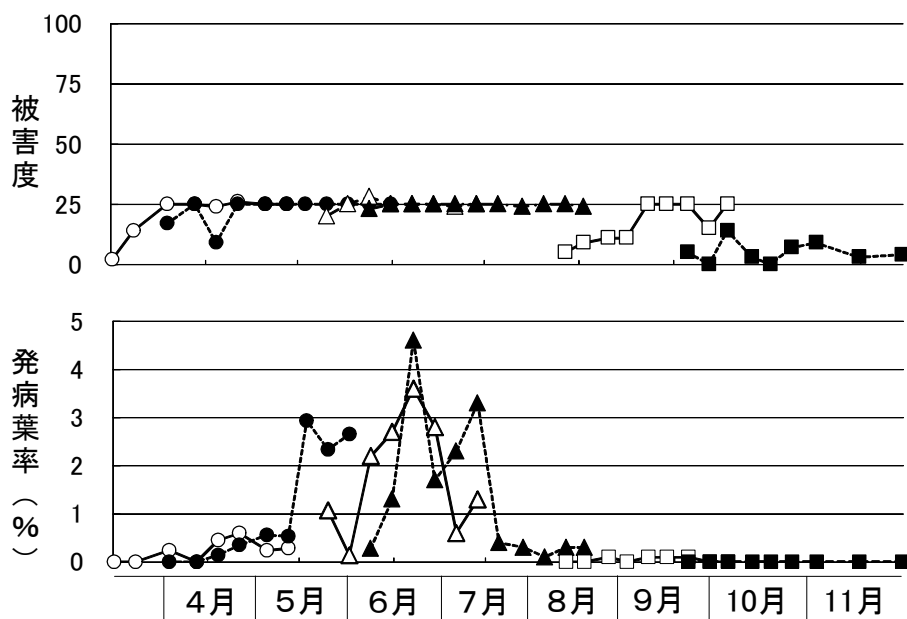


図1 ネギアザミウマの被害度及びネギえそ条斑病の季節的推移(京都市伏見区淀)

○:一作目、●:二作目、△:三作目、▲:四作目、□:五作目、■:六作目 (25株/調査)

また、京都独自の干しネギ栽培について、栽培ほ場（京都市伏見区横大路）で調査したところ、本病の発生は一般栽培（淀：図1）とほぼ同様の推移を示し、8月中旬以降に定植された干しネギでの発生は少なかった（図2）。

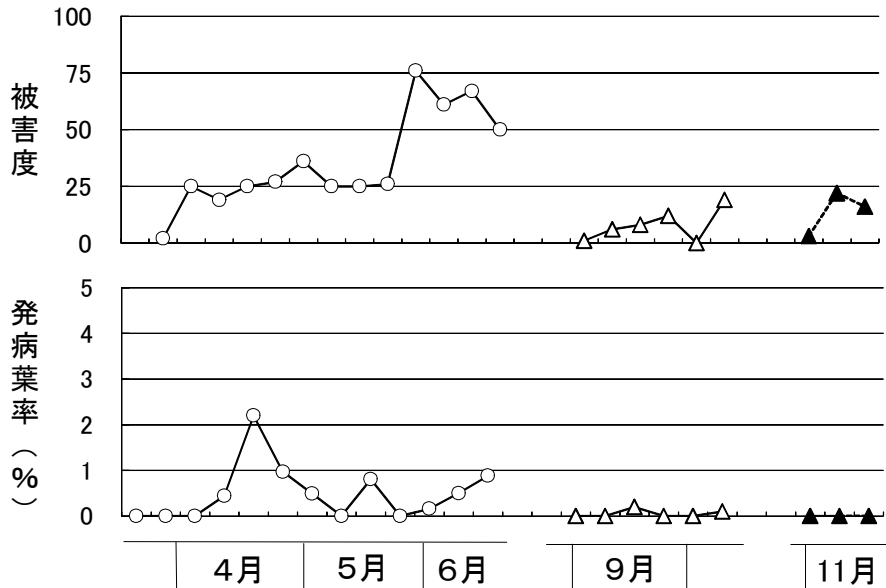


図2 ネギアザミウマの被害度及びネギえそ条斑病の季節的推移(京都市伏見区横大路)
○:一作物(干しネギづくり)、△:干しネギ一作物、▲:干しネギ二作物 (25株/ほ場調査)

(2) ネギアザミウマ

4月以降被害が増加し、8月末まで高い被害度で推移したが、9月以降は減少し、10月以降はわずかに被害痕を認める程度となった(図1)。一方、干しネギ栽培では、一般栽培に比べて殺虫剤の散布回数が少ないため、6月以降に被害が急増したが、9月以降の被害程度は一般栽培と同様に少なかった(図2)。

2 タマネギにおけるネギえそ条斑病・ネギアザミウマの発生

香川県、愛媛県、徳島県、高知県の四国4県連携で実施された「IYSVの緊急防除対策技術の開発」では、ネギほ場近隣のタマネギがIYSVの伝染源であることが確認されている。

(1) タマネギにおける発生状況

京都市伏見区淀及び八幡市岩田のネギほ場に隣接するタマネギについて、ネギえそ条斑病及びネギアザミウマの発生状況を調査したところ、ネギえそ条斑病の発病葉率は4月上旬以降、高く推移し、八幡市では4月下旬以降はすべての葉で発病を認めた。

また、ネギアザミウマの被害は3月中旬から認められ、5月末まで高い被害度で推移した(図3)。

(2) タマネギ近隣のネギにおける発生状況

八幡市岩田において、4月上旬定植のネギ(図4の「ネギ1」)及び5月中旬定植のネギ(図4の「ネギ2」)について、タマネギからの距離別にネギえそ条斑病及びネギアザミウマの発生状況を調査したところ、いずれのネギにおいても、ネギえそ条斑病の発病葉率はタマネギからの距離が近い箇所ほど高く、距離が離れるにしたがって低くな

る傾向が認められた。また、ネギアザミウマの被害度も、ネギえそ条斑病の発病葉率と同様に、タマネギからの距離が近い程大きくなる傾向が認められた (図4)。

以上のことから、タマネギで増殖し、IYSV を保毒したネギアザミウマが、タマネギの生育期終盤～収穫期にかけて近隣のネギほ場に移動したものと推察され、タマネギがネギえそ条斑病の伝染源である可能性が高いと考えられた。

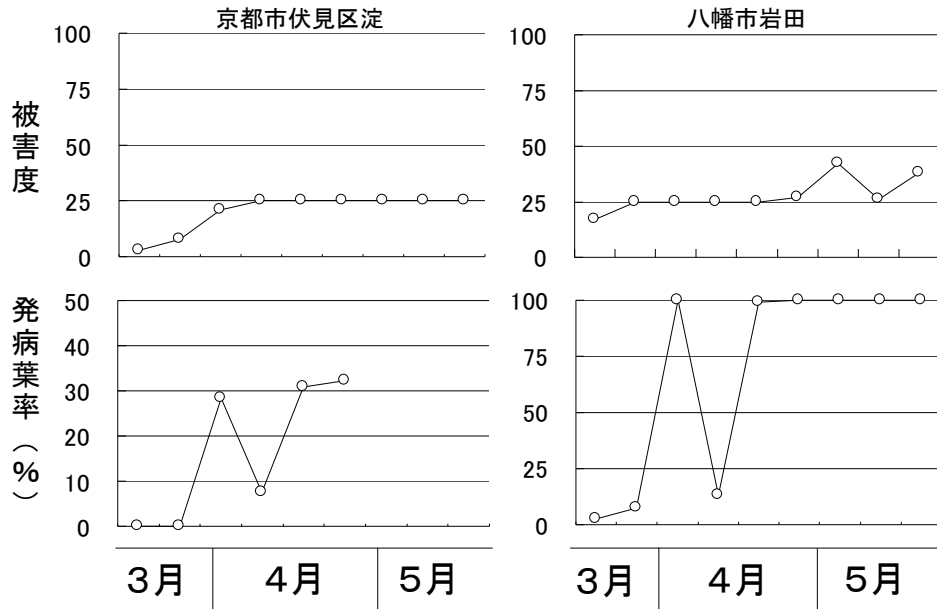


図3 タマネギにおけるネギアザミウマの被害度及びネギえそ条斑病の推移 (25株/ほ場調査)

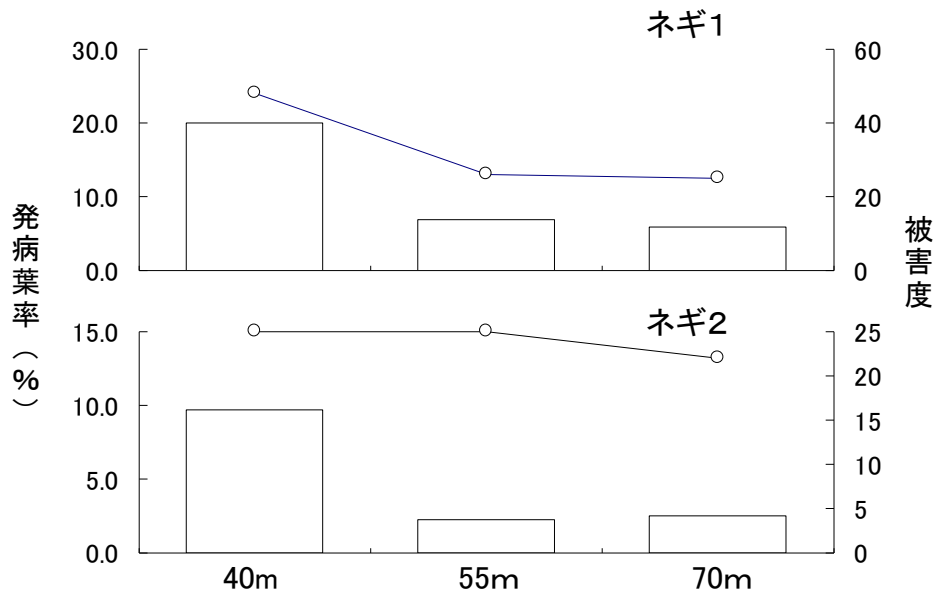


図4 タマネギほ場からの距離とネギえそ条斑病の発生及びネギアザミウマによる被害との関係 (八幡市岩田:6月2日 25株/箇所調査)
棒グラフ:ネギえそ条斑病発病葉率、折れ線グラフ:ネギアザミウマによる被害度

3 京都府内におけるネギえそ条斑病・ネギアザミウマの地理的分布

6月、10月及び2月（山城地域のみ）に、府内各地のネギほ場におけるネギえそ条斑病及びネギアザミウマの発生状況を調査した。

(1) ネギえそ条斑病

ア 6月調査結果（調査ほ場数：37ほ場）

南丹市八木町以南の地域すべてのほ場（27ほ場）で本病の発生を認めた一方、同市美山町以北の地域（10ほ場）では発生を認めなかった（図5、6）。

イ 10月調査結果（調査ほ場数：36ほ場）

南丹市八木町以南の地域で発生を認めた（10ほ場）ものの、発病葉率は一部ほ場のぞきごく低く、同市美山町以北の地域では1地区のみで発生を認めた（図5、6）。

ウ 2月調査結果（調査ほ場数：12ほ場）

本病の発生を認めなかった（図6）。

(2) ネギアザミウマ

ア 6月調査結果

南丹市八木町以南の地域では、中発（被害度26～50）以上のほ場が6割以上を占め（17ほ場）、特に、京都市域では甚発（被害度76～100）ほ場がほとんどであった（図6、7）。

一方、同市美山町以北の地域では、少発（被害度1～25）以下のほ場が6割を占め（6ほ場）、八木町以南の地域に比べ被害は少なかった（図6、7）。

イ 10月調査結果

いずれの地域においても6月調査時に比べ被害程度は低く、多発（被害度51～75）以上のほ場は認めなかった。地域別の被害程度は、6月調査と同様に府南部ほど高く、北部ほど低い傾向が認められた（図6、7）。



図5 京都府におけるネギえそ条斑病の発生状況

ウ 2月調査結果

山城地域の半数のほ場で被害を認めた。被害程度はいずれも少発（被害度1～25）であった（図6）。

※ ネギアザミウマの調査ほ場数は各調査時期ともに、ネギえそ条斑病の調査ほ場数と同数。

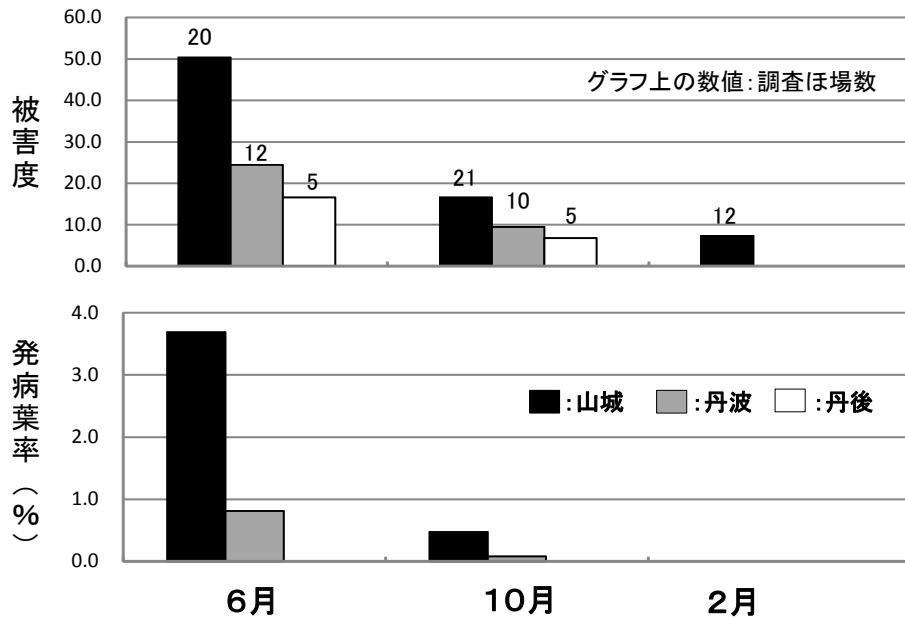


図6 各地域におけるネギアザミウマの平均被害度(上)とネギえそ条斑病平均発病葉率(下)

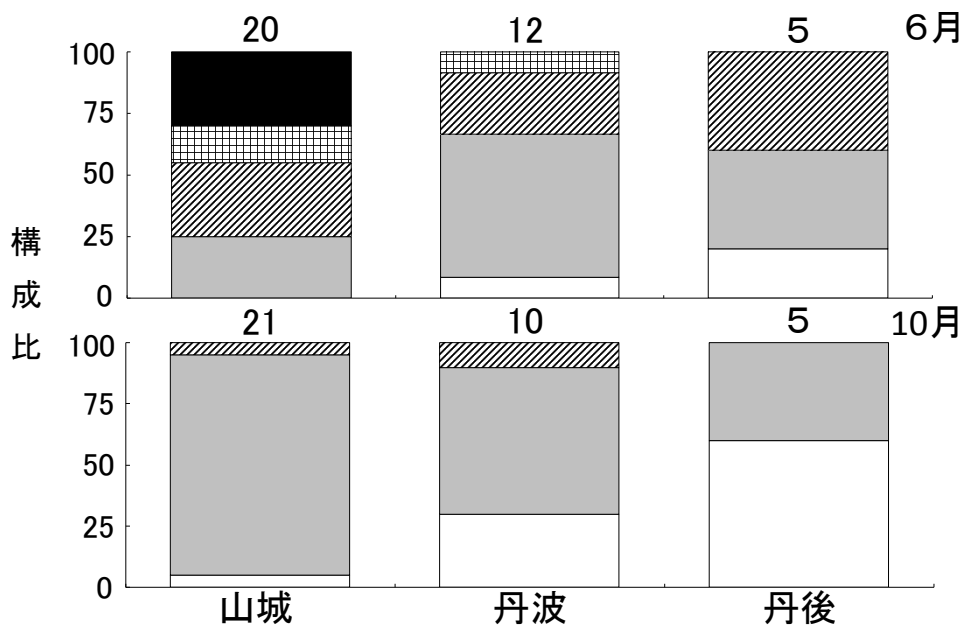


図7 各地域のネギにおけるネギアザミウマによる被害度の構成比

□:被害度0 ▒:同1～25 ▨:同26～50 ▩:同51～75 ■:同76～100

※ グラフ上の数値は調査ほ場数